

多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策について

資料5

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
2. 女性のライフステージごとのニーズに即した能力開発・生涯学習施策	(1) 就業・起業や地域活動への参画につながる能力開発・生涯学習の実施 ① 女性が長期的なライフプランニングを描くことを支援する情報提供等を行う。 ② 就労につながりやすくするため、企業の期待する能力を更に把握し、そのニーズに合わせた能力開発を行う。 ③ 女性の比率の低い科学技術等の分野へのチャレンジを目指す女性を支援する情報提供や、進路選択を控える女子中高生・大学生等に対して理工系分野への選択を支援する情報提供を行う。	内閣府 厚生労働省、経済産業省 内閣府、文部科学省	○ ポータルサイト「チャレンジサイト」や「女性再チャレンジ情報マニュアル」を通じた情報提供等を実施(内閣府) ○ 女性高校生等の理工系分野の進路選択を支援するため、WEBサイト、パンフレット及び地域との連携による事業等による情報提供・意識啓発キャンペーンを実施(内閣府 平成17年度～平成20年度、WEBサイトについては、平成21年度以降も継続) ○ 科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者、大学生等と女子中高生の交流の機会の提供等、女子中高生の理系進路選択支援を行うため、「女子中高生の理系進路選択支援事業」を実施。(文部科学省 平成18年度～) ○ 独立行政法人国立女性教育会館において、日本学術会議「科学と社会委員会 科学力増進分科会」等との共催で、科学技術分野への進路選択を支援する事を目的に、「女子高校生夏の学校」(平成18年度～平成19年度)、「女子中高生夏の学校」(平成20年度～平成21年度)を開催。(文部科学省) ・「女子中高生夏の学校2008」参加者:女子中高生110名 ・「女子中高生夏の学校2009」参加者:女子中高生108名、保護者及び教職員33名 ○ 独立行政法人国立女性教育会館「女性のキャリア形成支援サイト」において、研究者・技術者、NPOリーダーなど多様な女性のロールモデル事例等を提供。(文部科学省 平成17年度～)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	④ 農業への新規就業者に対する支援の一環として、就業形態や性別等を問わず農業への新規就業希望者に対する支援を充実させる。 ⑤ 起業に当たり、中小企業診断士等の専門家からの指導・助言を通じた研修、女性と仕事の未来館における起業支援セミナーの実施や専用サイトの運営による情報提供等を通じ、事業資金調達、管理・財務業務知識といった創業に必要とされる実践的能力の習得への支援を行う。また、子育てする女性等の起業に着目した助成制度、低利融資制度の運用を行う。さらに、創業時ばかりでなく、起業後間もない女性にメンター（先輩の助言者）を紹介する等、事業の継続を望む女性に対して継続した支援を行うよう努める。	農林水産省 厚生労働省、経済産業省	○ 農業法人等への雇用を促進するため、平成20年度から就農希望者の雇用に向けた研修実施を支援する「農」の雇用事業」を創設。（農林水産省） ○ 「女性と仕事の未来館」において、起業を希望する女性及び女性起業家を対象としたセミナーの開催及びセミナー参加者の交流会・相談の実施（厚生労働省）（3（5）ア①に前掲） ○ 女性の起業支援専用サイトの開発及び運用（厚生労働省）（3（5）ア①に前掲） ○ 女性起業家向けメンター紹介サービス事業の実施（厚生労働省）（3（5）ア①に前掲） （メンター利用件数） 平成20年度 815件 平成19年度 743件 平成18年度 659件 ○ 創業に必要な実践的能力の修得を支援する創業塾を開催。その中で、平成13年度から女性向け創業塾についてもこれまでに約260箇所で開催し、約9,600人が受講。（経済産業省 平成13年度～） 実績： ・平成18年度 女性創業塾実施箇所数 39箇所 女性創業塾受講者数 1,203人 ・平成19年度 女性創業塾実施箇所数 38箇所 女性創業塾受講者数 1,218人 ・平成20年度 女性創業塾実施箇所数 34箇所 女性創業塾受講者数 961人

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等												
			○ 女性、若者／シニア起業家支援資金(平成11年度～)(経済産業省) ・女性、若年者(30歳未満)又は高齢者(55歳以上)であって、新規開業して概ね5年以内の起業家に対し、低利の融資を実施。 これまでの女性起業家への融資実績(平成11年4月～平成21年3月末) 融資件数 41,347件 融資金額 2,124億円 過去3年間の女性起業家への融資実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付件数(件)</td><td>5,887</td><td>6,065</td><td>2,318</td></tr> <tr> <td>貸付金額(百万円)</td><td>26,199</td><td>25,909</td><td>22,398</td></tr> </tbody> </table> うち新創業融資制度(※)を適用したもの(平成18年4月～平成21年3月末) 融資件数 4,771件 融資金額 134億円 ※新たに事業を始める方や事業を開始して間もない方に、事業計画(ビジネスプラン)の審査により、無担保・無保証人で融資する制度。平成22年3月末までの措置として貸付期間等の延長等を実施。		18年度	19年度	20年度	貸付件数(件)	5,887	6,065	2,318	貸付金額(百万円)	26,199	25,909	22,398
	18年度	19年度	20年度												
貸付件数(件)	5,887	6,065	2,318												
貸付金額(百万円)	26,199	25,909	22,398												
	⑥ NPOや地域活動等を希望する女性等に対する能力開発・生涯学習の更なる実施や支援を検討する。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	○ 地域における課題解決に向けた実践的活動の先進的事例の収集・分析、提供および地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣等の支援を実施(内閣府 平成21年度～) ○ 団塊世代や高齢者等が教育サポーターとして活躍するための調査研究等を実施(文部科学省 平成20年度) ○ 「地域ボランティア活動支援センターの在り方に関する特別調査研究」事業において、ボランティア活動希望者と受け入れ先との効果的なマッチング方法や関係機関・団体等との連携方策など、各地域のボランティア活動支援センターの体制整備について調査研究を実施。(文部科学省 平成20年度～) ○ 地域の司書有資格者を図書館ボランティアの中心的な存在としてその能力を活用する図書館における地域の知の拠点支援事業を実施(文部科学省 平成21年度～)												

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	(2) 子育て等による就業中断期の存在も考慮した能力開発・生涯学習の実施 ○ 就業中断期の存在も考慮した能力開発・生涯学習の実施 ① 子育て等による就業中断期の女性に対する学習の機会や能力開発機会の提供を支援するとともに、再就職後の更なる能力開発・能力発揮の一層の支援に努める。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	○ 独立行政法人国立女性教育会館において、NPOなど地域活動への女性のチャレンジに対する支援や、地域における次世代育成支援活動への男性の参加促進など、地域の活性化を図り、男女がともに活躍できる方策を検討するための「地域活性化に向けた男女共同参画推進に関する調査研究」を実施。その成果等を活用して、家庭教育・次世代育成支援・子育て支援関係者等を対象とした「家庭教育・次世代育成支援指導者研修」を実施。(文部科学省 平成20年度～) ○ 独立行政法人国立女性教育会館において、女性のキャリア形成の場として新たな可能性を持っているNPO活動に着目し、その実態と女性の社会活動の支援方策を検討するための「女性のキャリア形成のためのプログラムに関する調査研究」を実施。その成果等を活用し、女性関連施設等の職員を対象とした「女性のキャリア形成支援推進研修」を実施。(文部科学省 平成18年～) ○ 独立行政法人国立女性教育会館「女性のキャリア形成支援サイト」において、研究者・技術者、NPOリーダーなど多様な女性のロールモデル事例等を提供。(文部科学省 平成17年度～)(再掲2(1)③) ○ 子育て中の女性の再チャレンジに必要な情報提供を行うパンフレットを作成。(内閣府 平成20年度) ○ 「再チャレンジのための学習支援システムの構築」等において、出産・育児後の女性等を対象に、身近な場所で再チャレンジのための学習機会の提供などを実施(文部科学省 平成19年度～) ○ 専修学校を活用した就業能力向上支援事業において子育てにより一旦就業を中断した女性等を対象とした再就職等に必要な知識・技能習得に資する教育プログラムを実施している。(文部科学省 平成20年度～) ○ 「男女共同参画社会に向けた教育・学習支援に係る特別調査研究」において、女性のライフプランニングに関する意識形成等を促す学習プログラム開発の課題を検討。(文部科学省 平成19年度～平成20年度) ○ 女性のライフプランニング支援総合推進事業において女性のライフプランニング支援の体制整備を実施している。(文部科学省 平成21年度～)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等												
			○ 独立行政法人国立女性教育会館において、女性の生涯にわたるキャリア形成を支援するため、再チャレンジを含む女性のキャリア形成支援に必要な学習内容・学習方法を調査研究する「女性のキャリア形成支援のためのプログラムに関する調査研究」を実施。その成果等を活用して、女性関連施設等のキャリア形成支援者等を対象とした「女性のキャリア形成支援推進研修」を実施。（文部科学省 平成18年度～） ○ 再就職希望者支援事業（厚生労働省）（3(3)イ①に前掲） ・情報提供や再就職準備セミナーの開催等により再就職希望者の支援を実施 ・再就職者の活用に積極的な企業等の事例を収集し、再就職に関する雇用管理のノウハウ・好事例について情報を提供（厚生労働省） ・インターネット上で再就職に向けた具体的な取組計画の作成や再就職のための基礎知識を習得できるe-ラーニングプログラムを提供（厚生労働省） ・再就職準備のための計画的な取組が行えるよう、キャリアコンサルティング等を通じてきめ細かい支援を行う「再チャレンジサポートプログラム」を実施（厚生労働省） <table border="1"> <tr> <th></th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr> <tr> <td>再就職準備セミナー受講者数</td><td>9,697人</td><td>8,013人</td><td>11,263人</td></tr> <tr> <td>再チャレンジサポートプログラム参加者数</td><td>1,233人</td><td>4,381人</td><td>5,301人</td></tr> </table> ○ 専修学校を活用した就業能力向上支援事業において子育てにより一旦就業を中断した女性等を対象とした再就職等に必要な知識・技能習得に資する教育プログラムを実施している。（文部科学省 平成20年度～）（2(2)①に前掲） ○ 放送大学では、テレビ・ラジオ放送メディアを効果的に活用し、誰もがいつでもどこでも学習できる柔軟な大学教育の機会を提供している。（文部科学省） ○ 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて託児サービス付きの講習会を開催するための費用を補助する事業を実施。あわせて当該講習会を積極的に実施するよう自治体に対し要請。（厚生労働省） ○ 産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」と連携して、普及啓発活動を実施（関係府省 平成17年度～） ・テレワーク推進フォーラムセミナーの開催（平成18年度～） ○ 専修学校を活用した再チャレンジ支援推進事業において、子育てにより一旦就業を中断した女性等を対象に、再就職等に必要な知識・技能習得に資する女性の再チャレンジ支援プログラム①スキルアップ講座②新たなチャレンジのための講座（ICT技能等の知識を習得等）を実施している。（文部科学省 平成20年度）		18年度	19年度	20年度	再就職準備セミナー受講者数	9,697人	8,013人	11,263人	再チャレンジサポートプログラム参加者数	1,233人	4,381人	5,301人
	18年度	19年度	20年度												
再就職準備セミナー受講者数	9,697人	8,013人	11,263人												
再チャレンジサポートプログラム参加者数	1,233人	4,381人	5,301人												
	② 子育て中の求職者や母子家庭の母等困難な状況を抱えた女性に対して、育児時間に配慮した柔軟な時間の設定や保育面への配慮を行った能力開発・生涯学習機会を提供する。	文部科学省、厚生労働省													
	③ 情報化の進展を踏まえ、eラーニング等、インターネットを活用した家庭での能力開発機会の提供を支援する。また、子育て等と両立しやすい就業形態としてテレワークを活用して在宅就業する者に対して、能力開発機会の提供を支援する。	経済産業省、文部科学省、厚生労働省													

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	④ 男女共同参画センター等に対し、能力開発機会の更なる提供を求める。さらに、子育て等で就業中断中の女性等の就業訓練や再雇用を支援する企業等への公益法人を通じた寄附や母子家庭の母を一定率以上雇用する企業に対する寄附について税制優遇措置を適用する。 ○ 非就業者の現状やニーズの把握 ⑤ 非就業者の増加等就業構造の変化に鑑みて、各種調査において非就業者に関する情報を更に詳細に把握することに加えて、訓練や自己啓発の実施状況等、職業能力開発に関連する情報についても把握する。 ⑥ インターネットを利用した調査等を実施し、外出等に制約の多い就業中断期の女性の現状や長期的ライフプランニングに関するニーズの把握に取り組む。	内閣府 総務省、厚生労働省 内閣府	○ 在宅就業に関する情報提供やセミナーを開催し、在宅就労者のスキルアップ支援を実施(厚生労働省) ○ 再雇用を支援する企業等への公益法人を通じた寄附については、H20.12.1から公益法人改革に基づき、公益認定を受けることで、地域再生法に基づく特定地域雇用等促進法人にならなくても、本特例と同等の公益財団・社団法人に対する寄附税制の特例を受けることができるため、地域再生法からは経過規定を設けて削除された。 母子家庭の母等を一定率以上雇用する企業(特定地域雇用会社)に対する寄附についての税制優遇措置については平成19年の制度創設以来、現在まで特定地域雇用会社の指定を含め適用実績なし。(内閣府) ○ 平成19年就業構造基本調査では、若年無業者数、職業訓練・自己啓発の状況を男女別に把握。(総務省) ○ 男女の能力発揮とライフプランに対する意識に関する調査報告書を作成。(内閣府)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	(3) 子育てや地域活動経験等をいかした職業能力開発の実施 ① 子育てや地域活動経験等により培われる能力のうち、就業に必要な能力の一部と評価できるのはどのような能力か、培われた能力は更にどのように開発するか、能力の判定はどのように行うのが適当かなどを検討する。 また、子育てや地域活動経験をいかした職業能力の開発に尽力することが、人材の能力発揮や活力ある企業活動につながることを認識し、企業等の意識改革を求める広報啓発活動を推進する。 さらに、子育てや地域活動経験等により培われた能力を本人自身が認識、評価し、職業能力につなげようとする本人の意識啓発、言わば“マインドアップ”を図るための講座を、能力開発・生涯学習において積極的に実施する。 (4) 能力開発・能力発揮の意欲向上の促進 ① 企業に対し、女性の採用、ロールモデルの育成、具体的なキャリアパスの提示、メンター制度の導入等を求める広報啓発活動を推進する。	内閣府、厚生労働省、文部科学省 内閣府、厚生労働省、経済産業省	○ 女性のライフプランニング支援総合推進事業において女性のライフプランニング支援の体制整備を実施している。(文部科学省 平成21年度～) ○ 男女共同参画担当大臣が各界トップ層を訪問し、継続して働きやすい環境の整備や管理職への女性登用等について積極的に働きかけを実施(大臣キャラバン)(内閣府)(平成20年3月～5月) 【実績】電機・電子・情報通信産業経営者連盟、全国知事会男女共同参画特別委員会、全国漁業協同組合連合会、全国森林組合連合会、(社)日本医師会、(社)日本薬剤師会、全国町村会、(社)経済同友会 企業トップとの懇談会 【実績】清水建設(株)、JFEホールディングス(株)、(株)損害保険ジャパン等(内閣府)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	② 女性が長期的なライフプランニングを描くことを支援する情報提供等を行う。	内閣府	○ ・男女共同参画推進連携会議では、平成20年年初、当時の企画委員が自主的に4つの小委員会を設置 ・そのうちの1つである「啓発活動小委員会」では、「組織・企業トップの意識改革」のために企業・団体を対象とした国・地方公共団体の男女共同参画に関する表彰一覧を内閣府HPに掲載 ・同小委員会では、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）と企業のトップとの懇談会（平成20年7月2日：大臣と14社の企業トップとの朝食懇談会）を実施（内閣府） ○ 企業内メンター育成事業の実施（厚生労働省）（3（1）イ①に前掲） 【企業内メンター育成研修】 平成20年度 8回開催 参加者549人 ○ 男女の能力発揮とライフプランに対する意識に関する調査報告書を作成。（内閣府）
3 施策をより効果的に実施していくための取組	(1) 男女別データの整備等の推進 ① 男女別データの整備を進める。今回の監視・影響調査において各府省からのヒアリング等で指摘のあった施策は以下のとおりである。	各府省	

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																												
	・能力開発・生涯学習に関する各種相談、セミナー、訓練等の参加者の男女別データ	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	○ 再就職希望者支援事業のうち、再就職準備のための計画的な取組が行えるよう、キャリアコンサルティング等を通じてきめ細かい支援を行う「再チャレンジサポートプログラム」の男女別データ(厚生労働省) <table border="1"> <tr> <th></th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr> <tr> <td>男性</td><td>11人</td><td>151人</td><td>45人</td></tr> <tr> <td>女性</td><td>1,222人</td><td>4,230人</td><td>5,256人</td></tr> </table> ○ 離職者に対する職業訓練を実施(厚生労働省) <table border="1"> <tr> <th></th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr> <tr> <td>男性</td><td>56,662人</td><td>46,203人</td><td>45,704人</td></tr> <tr> <td>女性</td><td>114,622人</td><td>95,576人</td><td>86,096人</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>171,284人</td><td>141,779人</td><td>131,800人</td></tr> </table>		18年度	19年度	20年度	男性	11人	151人	45人	女性	1,222人	4,230人	5,256人		18年度	19年度	20年度	男性	56,662人	46,203人	45,704人	女性	114,622人	95,576人	86,096人	合計	171,284人	141,779人	131,800人
	18年度	19年度	20年度																												
男性	11人	151人	45人																												
女性	1,222人	4,230人	5,256人																												
	18年度	19年度	20年度																												
男性	56,662人	46,203人	45,704人																												
女性	114,622人	95,576人	86,096人																												
合計	171,284人	141,779人	131,800人																												
	・キャリア形成促進助成金の対象者の男女別データ	厚生労働省	○ キャリア形成促進助成金については、雇用する労働者などに適切な職業訓練を実施した事業主に対して助成することを目的としており、労働者の男女の区別は問題としていない。このため、男女別実施状況の統計は取っていないところである。(厚生労働省)																												
	・ジョブカフェの利用者の男女別データ	厚生労働省、経済産業省																													

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	② 施策・事業の企画立案段階や実施後の評価は、ニーズや参加者、効果等に関する男女別のデータを整備し、それを踏まえて行うよう留意する。 ③ 委託事業の場合、委託先との契約時に事業に関連する男女別データの取得を条件に盛り込むよう留意する。 (2) 評価の推進 ① 政策評価法に基づく政策評価に精力的に取り組む、関係者の評価意識の向上に努める。また、能力開発・生涯学習は多様な主体により実施されているため、例えばNPOや民間企業、参加者等も含めた多面的な協働評価が必要との指摘も踏まえ、中長期的には評価システムの確立に向けた検討を行うよう留意する。 (3) 関係機関との役割分担・連携の明確化	各府省 各府省 各府省	

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	① 官は、民業補完の観点からも、非正規雇用者へのサービス提供や就業が困難な非就業者への支援等に重点的に取り組むよう留意する。また、関係府省との役割分担・連携については、利用者の利便性に考慮し、施策を実施する主要な現場となる地方公共団体や関係団体が重複感を感じることをないよう連携を図るよう留意する。 さらに、国の中央省庁と都道府県や市区町村の関係においては、能力開発・生涯学習への参加保障の体制を過不足なく作る観点から、現場の意見を尊重しながら様々な地方の事情に応じた役割分担・連携を図るよう留意する。 ② 再チャレンジ支援地域モデル事業において、男女共同参画センター等の拠点施設とハローワーク、子育て支援等のNPO等によるネットワークを構築して関係機関の連携を図る。こうしたネットワークの活用により、ニーズ把握から能力開発、就労や社会参加まで一貫した支援を行うような先進事例の把握、情報提供を行う。	各府省 内閣府	○ 気軽に相談できる窓口の設置、支援機関のネットワーク化、地域における再チャレンジの推進について「モデル地域」を7箇所指定し、再チャレンジしやすい地域環境づくりを推進。(内閣府 H18～19年度)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等												
	③ 再チャレンジ支援の取組として、国の行う再チャレンジ支援のポータルサイトへ市区町村の子育て支援担当部局等のサイトからリンクするよう依頼し、子育て中の女性の利便向上を図る。	内閣府、厚生労働省	○「女性再チャレンジ情報マニュアル」を作成し、都道府県や市区町村の男女共同参画センター等相談窓口に配布。当冊子の中で相談機関など国の再チャレンジ支援機関を紹介している。(内閣府)												
4 施策を取り巻く制度・環境の整備	(1) 能力開発・生涯学習と就労とのマッチングの推進 ① 公共職業訓練や社会教育施設等とハローワークや地方公共団体とが連携して、能力開発・生涯学習を行う者に対して子育てと仕事の両立支援に関する情報提供やインターンシップ(再チャレンジ職場体験)機会の提供、職業相談等を行い、計画的な再就職準備への支援を行う。 ② 教育機関の持つ教育研究資源や職業教育機能を活用し、大学生等の進路選択に役立つ情報を提供し、大学生等のキャリア教育を行う。また、それぞれのニーズに応じた専門的・実践的教育プログラムを開発・実施し、教育機関における再チャレンジのための教育の充実を図る。	文部科学省、厚生労働省 文部科学省、厚生労働省	○「再チャレンジのための学習支援システムの構築」等において、出産・育児後の女性等を対象に、身近な場所で再チャレンジのための学習機会の提供などを実施(文部科学省 平成19年度～)(2(2)①に前掲) ○再就職希望者支援事業(厚生労働省)(3(3)イ①に前掲) ・情報提供や再就職準備セミナーの開催等により再就職希望者の支援を実施 ・再就職者の活用に積極的な企業等の事例を収集し、再就職に関する雇用管理のノウハウ・好事例について情報を提供(厚生労働省) ・インターネット上で再就職に向けた具体的な取組計画の作成や再就職のための基礎知識を習得できるe-ラーニングプログラムを提供(厚生労働省) ・再就職準備のための計画的な取組が行えるよう、キャリアコンサルティング等を通じてきめ細かい支援を行う「再チャレンジサポートプログラム」を実施(厚生労働省) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再就職準備セミナー受講者数</td><td>9,697人</td><td>8,013人</td><td>11,263人</td></tr> <tr> <td>再チャレンジサポートプログラム参加者数</td><td>1,233人</td><td>4,381人</td><td>5,301人</td></tr> </tbody> </table> ○社会人の学び直しニーズ対応教育推進事業において、社会人の「学び直し」のニーズに対応するため、大学等における教育研究資源を活用した、社会人の再就職やキャリアアップ等に資する優れた実践的な短期教育プログラムの開発・実施を進め、多様な学び直しの機会の充実を図っている。(文部科学省、平成19年度～平成22年度) ○社会人特別選抜 大学:511校(H20)(文部科学省)		18年度	19年度	20年度	再就職準備セミナー受講者数	9,697人	8,013人	11,263人	再チャレンジサポートプログラム参加者数	1,233人	4,381人	5,301人
	18年度	19年度	20年度												
再就職準備セミナー受講者数	9,697人	8,013人	11,263人												
再チャレンジサポートプログラム参加者数	1,233人	4,381人	5,301人												

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	③ 農業への新規参入を円滑に進めるため、新規就農相談センターによる情報提供、相談活動、農業法人への就農希望者の紹介など、女性の新規就業希望者の就労とのマッチングを推進する。 (2) 雇用形態に中立的な能力開発機会の確保 ① 女性の就業の多い非正規雇用の能力開発について、ニーズに即した能力開発機会の提供を進める。 事業主に対し、対象となる労働者の雇用保険への加入手続を怠らないよう、更に指導を徹底する。また、教育訓練給付の受給要件となる雇用保険加入期間の緩和を検討する。	農林水産省 厚生労働省	○「専修学校を活用した再チャレンジ支援推進事業(平成20年度)」及び「専修学校を活用した就業能力向上支援事業(平成21年度)」において、若者の早期離職者・フリーターやニート、中高年等の社会人、子育てにより仕事を中断した女性等に対して、専修学校の持つ職業教育機能を活用して学習機会の提供を行い、その成果の普及を推進している。(文部科学省) ○若者・女性、団塊の世代の円滑な雇用就農を推進するため、先進経営体における女性を対象としたメンター付きOJT研修(平成19～20年度)、新規就農の方法等についてのPRや就農希望者の相談に応じる「新・農業人フェア」の開催等の相談活動・情報収集及び研修等を支援。(農林水産省) ○非正規雇用者等の職業能力形成機会に恵まれない者に対して、きめ細かなキャリア・コンサルティングを通じた意識啓発や課題の明確化を行った上で、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供し、企業からの評価結果や職務経歴等を「ジョブ・カード」として取りまとめることにより、就職活動等に活用する、ジョブ・カード制度を平成20年4月より実施しており、平成21年8月末までに、ジョブ・カード取得者は約12.7万人(平成20年度は約6.5万人)、訓練受講者数は約6.1万人(平成20年度は約3.5万人)となっている。(厚生労働省) ○事業主において、雇用保険被保険者に係る適切な届出がされるよう、ホームページ等での適用基準の周知を行うとともに、全ての雇用保険適用事業所の事業主に対して、雇用保険被保険者数の通知を送付したところ。(厚生労働省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																								
			○ 雇用保険法等の改正による教育訓練給付制度の見直し(厚生労働省 平成19年10月) ・支給要件期間の緩和(原則3年以上。初回に限り、暫定的に1年以上) ・給付率及び上限額の一本化(給付率:2割、上限額:10万円) 【関連法令等】 雇用保険部会報告書(平成19年1月9日)とりまとめ(厚生労働省) 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)の公布、施行(厚生労働省) 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成19年厚生労働省令第80号)の公布、施行(厚生労働省) <table><tr><th colspan="2">教育訓練給付の支給状況</th><th colspan="3">(千人、億円)</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr><tr><td>① 受給者数</td><td></td><td>139</td><td>123</td><td>124</td></tr><tr><td></td><td>男</td><td>56</td><td>47</td><td>45</td></tr><tr><td></td><td>女</td><td>83</td><td>76</td><td>79</td></tr><tr><td>② 支給金額</td><td></td><td>103</td><td>90</td><td>74</td></tr><tr><td></td><td>男</td><td>49</td><td>41</td><td>32</td></tr><tr><td></td><td>女</td><td>54</td><td>49</td><td>42</td></tr></table>	教育訓練給付の支給状況		(千人、億円)					18年度	19年度	20年度	① 受給者数		139	123	124		男	56	47	45		女	83	76	79	② 支給金額		103	90	74		男	49	41	32		女	54	49	42
教育訓練給付の支給状況		(千人、億円)																																									
		18年度	19年度	20年度																																							
① 受給者数		139	123	124																																							
	男	56	47	45																																							
	女	83	76	79																																							
② 支給金額		103	90	74																																							
	男	49	41	32																																							
	女	54	49	42																																							
	(3) 多様な選択を可能にする就労環境の整備 女性がライフステージごとのニーズに合った能力開発・生涯学習を受け、本人の望む多様な選択を可能とするには、幅広く就労環境にかかわる制度等の整備を行う必要がある。例えば、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が実現できるような働き方の見直しや、就業中断期を経ても再就職しやすい労働市場の形成、人材の能力開発によるより高度な職務への従事及びその職務に応じた処遇の確保、採用の際の年齢制限の緩和、人材活用に性差のある分野での人材活用や登用の推進等に取り組む必要がある。	担当府省の特定無し(記載任意)	○ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポートのとりまとめ(内閣府) 政労使によって構成される会議(仕事と生活の調和連携推進・評価部会及び関係省庁連携推進会議の合同会議)において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2009」をとりまとめ。レポートでは、仕事と生活の調和の実現状況を把握した上で、今後に向けた課題を洗い出し、重点的に取り組むべき事項を提示。(平成21年8月公表) ○ パパの育児休業体験記の公表(内閣府) 「育児休業を取得したい」「仕事と同様に家庭でもしっかりと役割を果たしたい」と考えている男性を後押しするとともに、そういった男性を取り巻く職場や家庭の意識を変えていくことを目的として、育児休業を取得した又は取得中の男性から、育児休業にまつわる体験記を募集。全国の助産院等に配布。(平成20年12月公表)																																								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
			○「カエル！ジャパン」キャンペーンの実施（内閣府） 社会全体での仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組を推進するための国民運動を一層効果的に推進するため、「カエル！ジャパン」キャンペーンを実施。ワーク・ライフ・バランスの取組推進のために、企業・団体の具体的な取組事例を紹介。（平成20年6月～） ○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定（内閣府） 経済界、労働界、地方公共団体の代表者、有識者、関係閣僚により構成される「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」（座長は官房長官）において策定された。（平成19年12月） ○女性のライフプランニング支援総合推進事業において女性のライフプランニング支援の体制整備を実施している。（文部科学省 平成21年度～）（2（3）①に前掲）